

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
1月30日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 二
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 三
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課) 三
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出 (厚政課) 三
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (厚政課) 三
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の指定辞退の届出 (厚政課) 四
- 県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等 (森林整備課) 四
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事 (都市計画課) 八
- 公告
国土調査の成果の認証 (政策企画課) 八
- 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録について (生活衛生課) 八
- 土地改良区の役員の届出 (農村整備課) 八
- 公共測量の実施の終了 (監理課) 九
- 選管告示
政治団体の名称等 九
- 政治団体の異動事項 九
- 解散等に係る政治団体の名称等 九
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 一〇

山口県告示第十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年一月三十日から同年二月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課、下関市環境部環境政策課及び長門市市民生活部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井住友建設株式会社
住 所 東京都中央区佃二丁目一番六号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 令和五年度俵山・豊田道路第2トンネル工事
所在地 長門市俵山二一四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力 ($m^3/時$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	
五五	二五	令和六、二二	令和六、二三	使用開始 年月日 令和六、三、一四 断 続 六時間 変動なし

備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第五十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
五五	一 一	一 〇	五
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /時)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
排水処理施設	鋼 鉄 製	三〇	中 和 ・ 凝 集 沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	令 和 六、 二、二二	令 和 六、 三、一三	令 和 六、 三、一四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後	通 常	最 大	
排水処理施設	一 一	七・五	一 〇	五	三 五 一
	六・五	八・三	三、〇〇〇	七〇	五 一 三

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
七・五	六・五	五	三 五 一
八・三	六・五	一〇	五 一 三

山口県告示第十二号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次

令和六年一月三十日

の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の主催者
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号
- 二 講習会の開催期間
令和六年六月十日(月曜日)から同月二十四日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所
山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI維新ホール
- 四 講習会の受講料
二万円

山口県告示第十三号

美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十二条の三第三項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 講習会の主催者
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号
- 二 講習会の開催期間
令和六年六月十日(月曜日)から同月二十四日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所
山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI維新ホール
- 四 講習会の受講料
二万円

山口県告示第十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名	施 名	施 所	所在地	指定年月日
亀重 豊美	コクフ鍼灸院	防府市三田尻本町四番四一	二	令和五、一一、一五

山口県告示第十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	休止年月日
有 限 会 社 介 護 サ ー ビ ス 康 友	山陽小野田市大字郡四一五の三	デイサービス 後潟	山陽小野田市大字西高泊三三〇六	地域密着型通所介護	令和五、一一、三〇

山口県告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 同朋福祉会	美祿市於福岡上四〇一七の四	Grace ulともの園	山口市朝田五〇の一	特定施設入居者生活介護	令和五、一一、一

山口県告示第十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定介護機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は 氏名又は たる事務所 の所在地	住所又は主 たる事務所 の所在地	名称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定辞退年月日
社会福祉法人 同朋福祉会	美祢市於福町 上四〇一七の 一	Grace uilとの園	山口市朝田五 一〇の一	特定施設 設入居 者生活 介護	令和五、 一一、 一

山口県告示第十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の十一第二項の規定により、令和六年度及び令和七年度において県が発注する森林整備工事（次の一に掲げるものをいう。以下同じ。）の契約に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 森林整備工事

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、二等級に区分して格付けされる資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 政令第六百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第六百六十七条の

四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

(2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号）二の(一)の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格（土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有する者。ただし、令和七年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。

(1) 森林法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）

(2) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(3) 農林水産大臣から林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けた者

(4) 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

(5) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ三年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上）の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。

- 4 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。
- (三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から令和八年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

- (一) 申請の時期は、令和六年二月六日以降随時とする。
- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）
- 2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 二の(一)の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
- 4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
- 5 営業所の所在状況を記載した書類
- 6 暴力団排除に関する誓約書（別記第三号様式）
- 7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第四号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称

- (三) 代表者の氏名
- (四) 法第五条第一項の認定
- (五) 建設工事等競争入札参加資格
- (六) 営業所の名称及び所在地
- (七) 代理人

第2号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記

第1号様式

※受付番号	※登録番号
-------	-------

※ 受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名
(電 話 局 番)
(フアクジミリ 局 番)

令和6年度及び令和7年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
		人
		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主たる資格等により記入すること。数「欄」は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。業規格A列4とする。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 3 号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋
(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 4 号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

(電 話 局 番)
(フアクシミリ) 局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争

入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 年 月 日	変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県告示第十九号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 公共下水道の名称

周防大島町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域又は区間

内 容	区 域 又 は 区 間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字小松字中道一〇九三二の一地先から同郡 同町 同大字字南町八七五地先まで

三 工事の完了の日

令和六年一月三十日

(一三) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	令和二年五月二十六日から令和五年二月一日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	日置上の一部

〃	令和三年四月一日から令和五年二月一日まで	〃	〃
---	----------------------	---	---

二 認証年月日

令和六年一月三十日

(一四) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録しました。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 登録に係る養成施設の名称及び所在地

名 称 山陽小野田市立山口東京理科大学工学部医薬工学科
所在地 山陽小野田市大学通一丁目一番一号

二 登録年月日

令和六年一月十五日

(一五) 土地改良区の役員の名簿及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名簿及び住所の届出がありました。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
山口市阿知須土地改良区	理 事	松崎 繁秋	山口市阿知須五四五四
〃	〃	井本 達彦	〃
〃	〃	石丸 公彦	〃
〃	〃	長尾 誠大	〃
〃	〃	国重 隆夫	〃
			八〇四
			六〇四〇
			一五一七の一
			八〇四三

二 退任した役員

山口市阿知須土地改良区	理事の別	氏名	住 所
〃	監事	藤井 和男	〃
〃	〃	芥川 忠利	〃
〃	〃	末永 秀夫	〃
〃	〃	福嶋 経男	〃
〃	〃	北野 茂夫	〃
〃	〃	栗谷 孝子	〃
〃	〃	哥川 恵子	〃
〃	〃	田邊 文雄	〃
〃	〃	芥川 尚之	〃
〃	〃	日南本和江	〃

土地改良区の名 称

山口市阿知須土地改良区	理事	中尾 晴海	山口市阿知須四〇三五の四
〃	〃	井本 達彦	〃
〃	〃	石丸 公彦	〃
〃	〃	長尾 誠大	〃
〃	〃	国重 隆夫	〃
〃	〃	藤好 洋行	〃
〃	〃	藤井 和男	〃
〃	〃	村田 孝	〃
〃	〃	東 義則	〃
〃	〃	芥川 忠利	〃
〃	〃	松崎 繁秋	〃
〃	〃	田邊 文雄	〃
〃	〃	日南本和江	〃

(一六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び地形測量)

二 作業の地域

萩市大字山田

三 作業の期間

令和五年八月二十一日から同年十一月三十日まで



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第二項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年一月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名 称	代表者の名 氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 (届出年月日)
自由民主党山口県支部	藤生 幸	多田桂次郎	山口市小郡大江町4番29号	〃	令和5、12
自由民主党山口県支部	榎本 利光	岩永 真澄	岩国市由宇町南沖3丁目3番3号	〃	〃
自由民主党山口県支部	高井 智子	中村 友恵	宇部市床波5丁目10番1号	〃	〃
自由民主党山口県支部	林 直人	中川 彰大	下関市菊川町大字日新235	〃	〃
自由民主党山口県支部	江本 郁夫	岡山 清	山陽小野田市くし山1丁目1番12号	〃	〃
自由民主党山口県支部	森川 敏昭	森重 典夫	岩国市南岩国町3丁目13番12号	〃	〃
自由民主党山口県支部	森川 敏昭	森重 典夫	美祿市美東町大田2161	〃	〃
自由民主党山口県支部	森川 敏昭	森重 典夫	美祿市美東町大田2161	〃	〃

